

平成 23 年度 第 3 回 新潟県防災会議 原子力防災部会

日 時 平成 23 年 12 月 22 日 (木)

午後 2 時 30 分～4 時 30 分

会 場 新潟県自治会館 講堂

次 第

1 開 会

2 あいさつ 新潟県防災会議原子力防災部会長 新潟県危機管理監 笠原 悟

3 「柏崎刈羽原子力発電所の過酷事故時における対策の考え方」(事務局素案) 及び「防災対策の実施範囲の考え方 (たたき台)」について

4 閉 会

第3回新潟県防災会議原子力防災部会委員等名簿

区分	所属機関	職名	氏名
新潟県 防災会議委員 から指名	第九管区海上保安本部	本部長	鈴木 洋
	新潟地方気象台	台長	下道 正則
	陸上自衛隊	第30普通科連隊長	谷 俊彦
	新潟県警察本部	本部長	大庭 靖彦
	新潟県	【部会長】危機管理監	笠原 悟
	新潟県町村会	副会長(出雲崎町長)	小林 則幸
学識経験者等 を専門委員と して任命	株式会社三菱総合研究所	原子力事業グループ 主任研究員	新山 健二
	新潟大学大学院 医歯学総合研究科	救急医学教室教授	遠藤 裕
	新潟大学大学院 医歯学総合研究科	放射線医学教室教授	青山 英史
	地域住民	柏崎刈羽原子力発電所の透明性 を確保する地域の会会長	新野 良子
	柏崎市	柏崎市長	会田 洋
	刈羽村	刈羽村長	品田 宏夫
	新潟県市長会	上越市長	村山 秀幸
	消防機関	柏崎市消防本部 消防長	須田 静男
	新潟県農業協同組合中央会	常務理事	高橋 一成
	新潟県漁業協同組合連合会	専務理事	臼杵 圭一
東京電力株式会社	執行役員 原子力・立地本部 柏崎刈羽原子力発電所長	横村 忠幸	
関係者	新潟市	危機管理監	水倉 敬
事務局	新潟県防災局	局長	飯沼 克英
	新潟県県民生活・環境部	部長	中村 稚枝子
	新潟県福祉保健部	部長	若月 道秀
	新潟県農林水産部	部長	目黒 千早

第3回
新潟県防災会議原子力防災部会

平成23年12月22日

新潟県

開催に当たって

1 新潟県防災会議原子力防災部会長 あいさつ
新潟県危機管理監 笠原 悟

2 本日の出席者
別紙の委員名簿をご覧ください。

本日の議事

- これまでの原子力防災部会の動き
- 国における原子力防災対策の見直しの動き

- 1 当県における原子力防災対策の見直し
 - ① 「柏崎刈羽原子力発電所の過酷事故時における対策の考え方」
(事務局素案) について
 - ② 「柏崎刈羽原子力発電所に係る防災対策の実施範囲の考え方」
(たたき台) について

2 意見交換

1 これまでの原子力防災部会の動き

第1回・第2回原子力防災部会

第1回 原子力防災部会

- 開催日時 平成23年4月19日
- 議論の要点
広域避難や長期避難への対応について、
見直せるところから見直しを進める

第2回 原子力防災部会

- 開催日時 平成23年6月27日
- 議論の要点
福島第一原子力発電所の事故における避難の実態等を踏まえ、
発電所から半径50km圏の市町村を目安に勉強会を開催する

市町村勉強会の開催概要 ①

【第1回】 7月12日(火) 柏崎市 (26市町村参加)

- ① 放射能の基礎知識 (原子力安全対策課)
- ② 新潟県における安全対策 (原子力安全対策課)
- ③ 原子力発電所の仕組みと柏崎刈羽原子力発電所における原子力防災の取組 (東京電力)
- ④ 柏崎刈羽原子力防災センターの視察 (オフサイトセンター・放射線監視センター)

【第2回】 7月27日(水) 上越市 (26市町村参加)

- ① 柏崎刈羽原子力発電所における安全対策 (東京電力)
- ② 防護対策の課題 (原子力安全対策課)
- ③ 安全協定の概要 (原子力安全対策課)
- ④ 技術委員会・原子力安全委員会の最近の動き (原子力安全対策課)

市町村勉強会の開催概要 ②

【第3回】 8月24日(水) 三条市 (28市町村参加)

- ① EPZ、避難、屋内退避の考え方 ((株)三菱総合研究所)
- ② 柏崎刈羽原子力発電所に係る避難シミュレーション ((独)原子力安全基盤機構)
- ③ 技術委員会・原子力安全委員会等の最近の動き (原子力安全対策課)

【第4回】 9月5日(月) 長岡市 (27市町村参加)

- ① 安定ヨウ素剤の取扱い及び避難者のスクリーニング ((独)日本原子力研究開発機構)
- ② モニタリング (原子力安全対策課)
- ③ 避難者・屋内退避者の支援 (原子力安全対策課)
- ④ 技術委員会・原子力安全委員会等の最近の動き (原子力安全対策課)

2 国における原子力防災対策の 見直しの動き

原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方 (原子力安全委員会)の概要

《これまでの考え方》
①半径10キロ
②予測して避難



《新しい考え方》
①即避難エリア設定
②実測して対応
③相当広範な対応

※ 国は、年度内に「防災指針」見直しの中間報告取りまとめを

予定

1 予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : Precautionary Action Zone)

- 区域のめやす：概ね5 km
- 対応：発電所で緊急事態が発生したら直ちに避難を実施

2 緊急時防護措置を準備する区域 (UPZ : Urgent Protective action Zone)

- 区域のめやす：概ね30 km
- 対応：計測の結果、判断基準に基づき避難等を実施

※ 上記1・2を防災対策重点地域に位置付け

3 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (PPA : Plume Protection Area)

- 区域の参考値：福島では、概ね50 kmに及んだ可能性を参考に検討
- 対応：プルーム通過時の甲状腺被ばくの影響を回避するため、事故事象や風向予測に基づいて、屋内退避、安定ヨウ素剤服用等を実施

4 環境放射線モニタリング体制の整備

- 上記1・2の区域の内外で、広域的な環境放射線モニタリング体制を整備

3 当県における原子力防災対策の 見直し

検討が必要な主な防護対策の課題

① 情報伝達・避難指示

② 避難施設等の確保・調整

③ 避難体制の整備

④ スクリーニング体制の整備

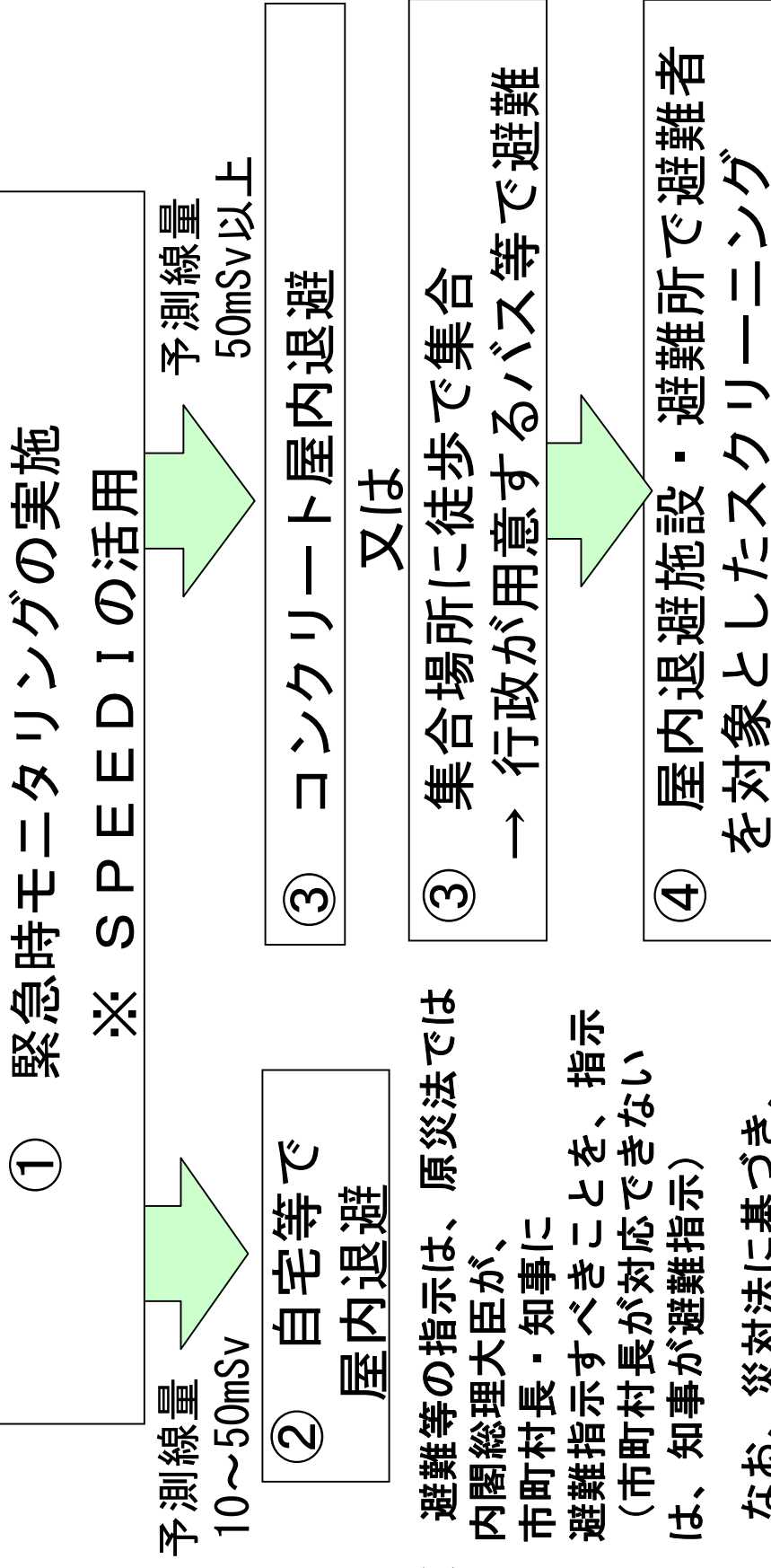
⑤ 避難・屋内退避者の生活支援

⑥ 食料・物資の備蓄

⑦ 災害時要援護者の支援

⑧ モニタリング体制の整備

【現行の防災計画①】 避難・屋内退避



なお、災対法に基づき、大臣の指示がなくても、市町村長又は知事による避難指示もありうる。

- ※ 遠方の他自治体への長距離避難は想定していない
- ※ 大量避難者のスクリーニングは想定していない

【課題①－１】情報伝達・避難指示

今回の福島では…

- 1 初動時に、避難対応の判断に必要な情報がほとんど公表されなかった。
 - ① モニタリング値等の状況を判断する情報
 - ② SPEED I 等による事態を予測するデータ
- 2 避難エリアの設定根拠の十分な説明がないまま、対象エリアが逐次拡大
 - 2km → 3km → 10km → 20～30km
 - 計画的避難区域・緊急時避難準備区域 → 特定避難勧奨地点

課題

避難指示の範囲・時期・方法

【検討①ー1】 情報伝達・避難指示

- ① 避難対応の実施エリア・考え方について、
福島状況及びIAEAの専門知見を踏まえた、国の「考え方」を参考
→ PAZ（5km圏）で即時避難、UPZ（30km圏）で計測して避難
（Ⅱ2①・②）
- ② 30kmを越えるエリアについて、福島状況を踏まえて対応
→ PPAを50km圏に設定、県内全域でモニタリング・安定ヨウ素剤配備
（Ⅱ2③・④）
- ③ PAZの即時避難には、事業者からの迅速な情報提供が不可欠
→ 事業者は、特定事象発生時に、県・全市町村・国に直ちに通報
（Ⅲ1②）

【課題①－２】避難施設等の確保・調整

今回の福島では…

- 1 想定外の地域への広域的避難
① 避難施設のある場所が避難エリアとなり、区域外への避難が必要となった。
② 更に、本県を始め、隣接県等でも避難者を受入れ
※ 本県への避難者数 最大 9,222人（3月31日現在）
現在 7,089人（12月2日現在）
- 2 家族や地域コミュニティと離ればなれのまま避難した者もいた。
○ 避難先の調整がないうまま避難

課題

避難先地域、避難・屋内退避施設の調整

地域コミュニティごとの避難先調整

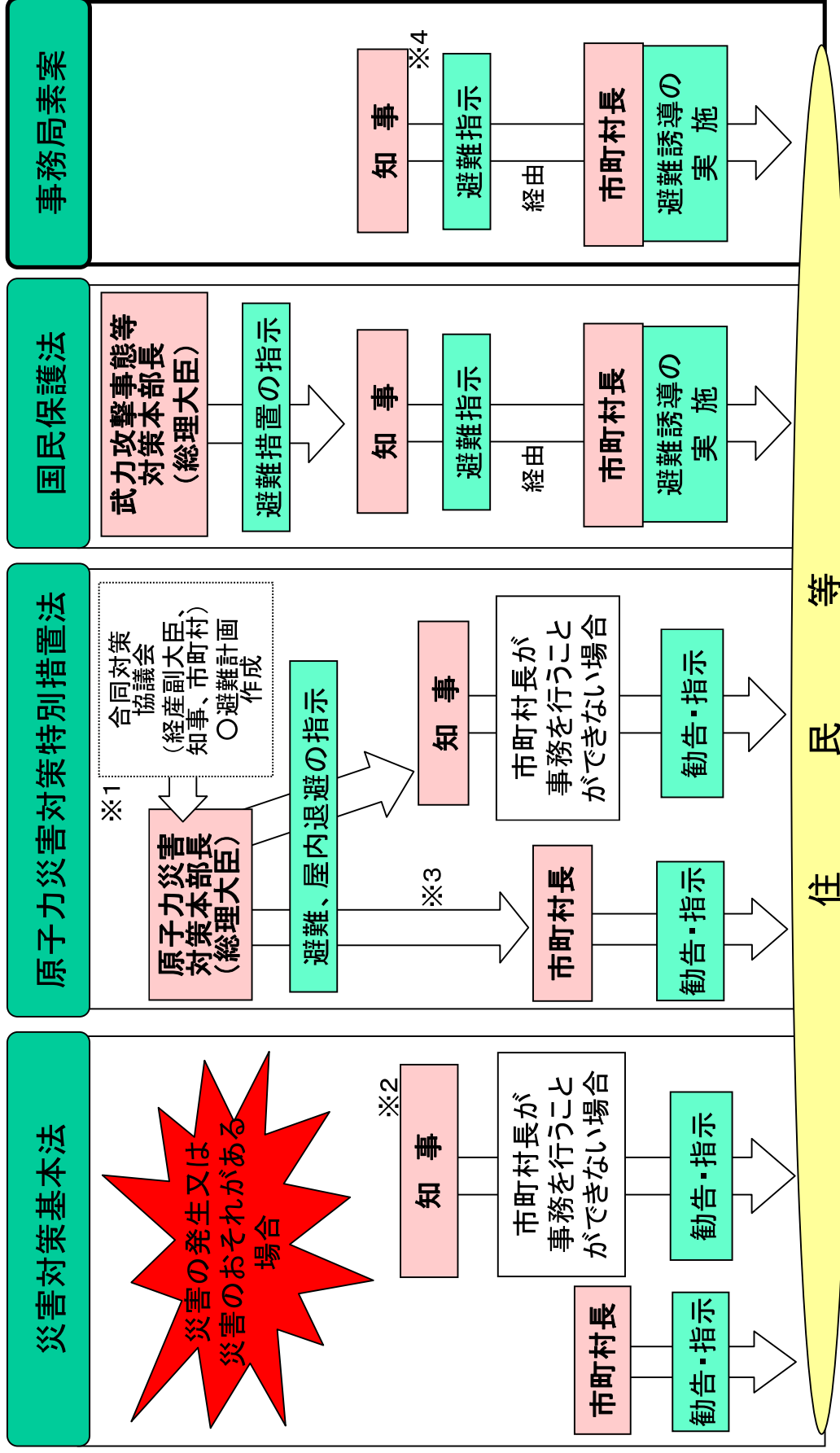
【検討①ー２】 避難施設等の確保・調整

- ① 市町村のエリアを越えた広域避難が必要で、避難先の調整が必要
- 県は、避難受入可能市町村を、複数パターンで事前調整（Ⅲ 2 ①）
 - 県は、広域自治体として、避難先を調整した上で、避難を指示
(Ⅳ 1 (1) ②・(2) ②)

- ② 地域コミュニティごとの避難への配慮が必要
- 受入市町村は、避難受入時に、避難地域のコミュニティに配慮
(Ⅲ 2 ②)

【参考】

災害等関係法令における避難指示等



※1… 福島では全く機能しなかった。

※2… 福島では、総理大臣の指示がなく、市町村が機能せず、災対法に基づき知事が指示した。

※3… 内閣総理大臣が市町村長へ指示したが、伝わらなかった。

※4… 屋内退避は、市町村長が指示する。

【課題①－3】 避難体制の整備

今回の福島では…

- ◎ 円滑に避難できない事例があった。
- マイカー避難による渋滞が発生
- ※ 3月12日朝5:44に避難指示が3kmから10kmに拡大し、大熊町等の住民避難のマイカー950台が数珠つなぎになり渋滞

課題

住民の避難方法の検討

避難先への誘導、交通規制等の体制の整備

【検討①－3】避難体制の整備

- ① 避難経路、避難手段の事前確保が重要
- 市町村は、避難経路等について、複数パターンの行動計画を策定（Ⅲ 4 ①）
 - 市町村は、県の協力のもと、交通・運送事業者と調整し、避難手段を確保（Ⅲ 4 ②）
- ② 避難時に自家用車の利用があることを想定することが必要
- 市町村は、自家用車避難も考慮に入れて、検討（Ⅲ 4 ②）
- ※ 24年度に、避難シミュレーションを実施予定
- ③ 広域・長距離に渡る避難誘導が必要
- 道路管理者は、通行可能道路の情報を提供（Ⅲ 4 ③、Ⅳ 2 ⑤）
 - 県警は、交通規制を実施（Ⅲ 4 ④、Ⅳ 2 ④）
 - 県は、避難途中における避難誘導支援を実施（Ⅳ 2 ③）
- ④ 避難時の安全性の確保が必要
- 県は、安定ヨウ素剤、防護マスク等の防護資機材を整備（Ⅲ 3 ②）
- ⑤ 避難等の対応について住民の事前理解が必要
- 市町村は、避難場所、避難経路等について住民に事前周知（Ⅲ 6 ①・②）

【課題①ー4】スクリーニング体制の整備

今回の福島では…

- ◎ スクリーニング対象者の増大
 - 避難者受入時に大量のスクリーニング実施が必要となった
 - ※ 福島県では、3/13以降
避難所のほか、保健所等9箇所(常設)でスクリーニングを実施
6/10までに199,672人のスクリーニングを実施
- ※ 新潟県でもスクリーニング検査を実施
約5,710名(7月20日現在)

課題

避難所でのスクリーニング体制の検討(要員、機材等)

遠距離避難

→原子力防災の取組を行っていない自治体での受入体制の検討

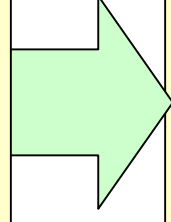
【検討①－４】スクリーニング体制の整備

- 広域避難・多数の避難者のスクリーニングが必要
 - 県は、市町村と協力し、資機材・要員の配置を強化
(Ⅲ 9①・②、Ⅳ 8①)
 - 県は、スクリーニング等を行う仮設救護所の設置体制を整備
(Ⅲ 9③、Ⅳ 8②)
 - 市町村は、仮設救護所の運営を支援 (Ⅲ 9③、Ⅳ 8②)

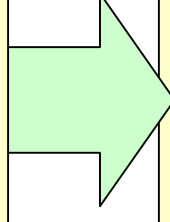
【現行の防災計画②】避難者等の生活支援及び備蓄

① 事業者等に対して、コンクリート屋内退避所、避難所等への

物資調達を要請



② 県・関係市村は、予め物資の受入れ・集積場所を選定し、そこに職員を配置し、物資の受入作業・仕分作業を実施



③ 避難所等施設責任者の指示により、自主防災組織等を通じて、物資を配付

※ 長期にわたる避難生活・退避生活は、想定していない。

【課題②－１】避難者・屋内退避者の生活支援

今回の福島では…

- 1 避難者・屋内退避者への円滑な支援が行われない事例があった。
 - ① 避難所では、水、食料、毛布、薬のほか、暖房用燃料なども不足
 - ② 南相馬市等の屋内退避区域では、宅配も届かず、交通手段も確保できず、「市民は兵糧攻めの状態」
→ 住民負担が大きいため、市町村の判断で集団避難を実施

課題

避難所への食料・物資等の供給、各種ケアの実施

屋内退避区域での食料・物資等の供給、生活支援の実施

【検討②－１】避難者・屋内退避者の生活支援

- ① 広域避難を踏まえた避難者のケア体制の整備が必要
 - 受入市町村が、初動期の避難者ケアを実施し、一定期間経過後に、避難市町村に引継ぎ（IV 5②・③）

- ② 避難の長期化による様々なニーズへの対応が必要
 - 県は、避難者の健康管理、プライバシー保護、メンタル相談、要援護者、男女のニーズ等に配慮（IV 5⑤）

- ③ 屋内退避者への支援が必要
 - 市町村は、県、防災関係機関、運送事業者等と協力して屋内退避者を支援（IV 5④）
 - ライフライン事業者は、供給を確保（IV 5⑥）
 - ※ 屋内退避の長期化が予想される場合には、避難を指示（IV 3③）

【課題②－２】食料・物資の備蓄

今回の福島では…

- 1 短期的な避難しか想定しておらず、食料・物資の供給が問題となった。
 - ① 屋内退避地域のみならず屋内退避圏外でも、スーパー、コンビニ等の休業が相次ぎ、物流が滞り、食料等が枯渇
- 2 安定ヨウ素剤が正しく使用されたのか検証が必要
 - ① 安定ヨウ素剤が正しく使用されない事例があった。
 - ・いわき市や三春町では、国の指示なく住民に安定ヨウ素剤を配付
 - ・誤ってヨウ素を含むうがい薬を飲む人もいた

課題

食料・物資の備蓄

安定ヨウ素剤、防護マスク等の備蓄
(正しい使用方法の理解も必要)

【検討②－２】 食料・物資の備蓄

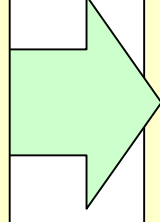
- ① 長期避難や屋内退避に備えて備蓄の充実が必要
→ 県、市町村、住民、事業者等は、備蓄に努める（Ⅲ 3①）

- ② 安定ヨウ素剤、防護マスク等の防護資機材備蓄の充実が必要
→ 県は、安定ヨウ素剤、防護マスク等の防護資機材を整備（Ⅲ 6①）
安定ヨウ素剤は、全県を対象に配備（Ⅱ 2④）

- ③ 安定ヨウ素剤等の正しい使用法の事前周知が必要
→ 県・市町村は、住民等に事前周知が必要な事項を整理して周知
（Ⅲ 6①・②・④）

【現行の防災計画③】 災害時要援護者の支援

① 災害時要援護者の避難は、
周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら実施



- ② 避難所では、災害時要援護者に向けて、各種ケアの実施
- 災害時要援護者に向けた情報の提供
 - 生活環境の配慮
 - 必要な食料・物資の提供

※ 災害時要援護者

災害時に必要な情報の把握が困難で、自らの行動等に制約のある
高齢者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等

【課題③】 災害時要援護者の支援

今回の福島では…

- ◎ 災害時要援護者の円滑な避難やケアが行われぬ事例があった。
 - ① 病院入院者、施設入所者等の避難対応が困難だった。
 - ※ 3月13日時点の半径10km圏で、2病院で110人が避難できずに取り残されていた。
 - ② 避難所で、栄養不足・水分不足が続き、体調を崩す高齢者も多かったです。

課題

病院・施設入所者等の避難計画策定

避難所における災害時要援護者への配慮

【検討③】 災害時要援護者の支援

- ① 病院や施設の入院・入所者の避難対応の検討が必要
 - 県は、病院・施設に、避難誘導計画の策定を要請（Ⅲ 7 ②、Ⅳ 4 ②）

- ② 在宅の要援護者の避難支援が必要
 - 市町村は、「避難支援プラン」を策定（Ⅲ 7 ①、Ⅳ 4 ①）
 - 消防、自衛隊等は、避難が困難な要援護者の避難等を支援（Ⅳ 4 ③）

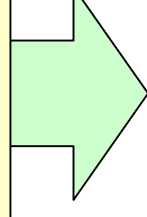
- ③ 避難後の要援護者のケアが必要
 - 県は、福祉避難所を確保（Ⅲ 7 ③）
 - 県は、避難所における要援護者の処遇に配慮（Ⅲ 5 ⑤）

【現行の防災計画④】 モニタリング・汚染状況調査

① 緊急時モニタリングの
実施

※ 空間放射線量、大気
中放射性ヨウ素の測定

② 飲料水・飲食物の
汚染状況調査



③ 必要に応じて
出荷制限・摂取制限

【課題④】モニタリング・汚染状況調査体制の整備

今回の福島では…

- 1 モニタリング設備の停止、環境モニタリング活動の困難
 - ※ 福島県の24基にあるモニタリングポストのうち23基が、地震・津波・停電等により、使用不能
- 2 広範囲・長期間にわたる環境モニタリング等の実施
- 3 多種多様にわたる汚染状況調査の実施
 - ※ 飲食物のほか、河川水、下水道汚泥、海水浴場等の調査を実施
 - ※ 輸出等に当たって、工業製品等の放射線量の検査証明を求められる

課題

モニタリング・汚染状況調査体制の検討
(範囲・対象、要員確保、機材確保 等)

風評被害対策

【検討④】モニタリング・汚染状況調査体制の整備

- ① 広域的なモニタリングが必要
 - 県内全域を放射線量監視地域に設定（Ⅱ 2 ④）
 - 県は、広域的なモニタリング体制を確保（Ⅲ 8 ①、Ⅳ 7 ①）
- ② 校庭、側溝など、身近な場所の測定も必要
 - 市町村は、県の支援により、身近な場所の測定体制を整備（Ⅲ 8 ①、Ⅳ 7 ①）
- ③ 知識を有する要員の確保が必要
 - 県・市町村は、国等とも協力し、人材を養成・確保（Ⅲ 8 ②）
- ④ 風評被害対策も必要
 - 県は、正確・迅速な情報提供・広報等を実施（Ⅳ 10 ①・②）

【事務局素案の概要】 防護対策の基本的な考え方

※ 「事務局素案」は、県民の皆様、市町村、関係機関などから議論していただき、ご意見をいただくためのたたき台として整理したもので、内容は、変更されることがあり、確定したものではありません。

- ① **即時避難区域** 特定事象の発生時に、電力事業者の通報を受け、直ちにPAZ外への避難を実施し、引き続きおおむね半径30km圏外への避難を実施
- ② **避難準備区域** 緊急時モニタリング結果等から必要な場合は、概ね半径30km圏外への避難等を実施
- ③ **屋内退避計画地域** 必要に応じて、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用等を実施
- ④ **放射線量監視地域** 安定ヨウ素剤の備蓄計画を策定し、広域的な環境放射線モニタリング等を実施

	① 即時避難区域 PAZ (5km)	② 避難準備区域 UPZ (5～30km)	③ 屋内退避計画地域 PPA (30～50km)	④ 放射線量監視地域 (県内全域)
避難	○	○		
屋内退避		○	○	
防護マスク	○			
簡易マスク		○	○	
食料・物資備蓄	○	○	○	
安定ヨウ素剤配備	○	○	○	○
モニタリング体制整備	○	○	○	○

【事務局素案の概要】 基本的な避難等の対応

事象	P A Z (5km圏)	U P Z (5~30km圏)	P P A (30~50km圏)
特定事象が発生	<ul style="list-style-type: none"> 電力事業者が自治体に通報 → ・ 知事が、市町村長 経由で避難指示	→ ・ 市町村長が、全域に 屋内退避指示	
U P Z で 避難基準値を測定	(避 難)	<ul style="list-style-type: none"> 県が、モニタリング → ・ 知事が、該当地域に、 市町村長経由で 避難指示	
P P A で 屋内退避基準値を測定	(避 難)	(避 難) 又は (屋内退避)	<ul style="list-style-type: none"> 県が、モニタリング 国が、線量率予測 → ・ 市町村が、該当区域に 屋内退避指示 ・ その他の区域は 屋内退避準備
屋内退避基準値を 下回る	(避 難)	<ul style="list-style-type: none"> 県が、モニタリング 国が、線量率予測 → ・ 市町村が、屋内退避指示解除	
避難基準値を 下回る	<ul style="list-style-type: none"> 県が、モニタリング → ・ 県が、市町村経由で、避難指示解除		

【事務局素案の概要】 災害予防対策・災害応急対策

災害予防対策

- ① 避難対象者の把握等
- ② 避難所等の確保・調整
- ③ 食料・物資の備蓄
- ④ 避難体制の整備
- ⑤ 屋内退避体制等の整備
- ⑥ 避難・屋内退避の住民への事前周知
- ⑦ 災害時要援護者の避難・屋内退避体制の整備
- ⑧ モニタリング体制の整備
- ⑨ 緊急被ばく対策に係る体制の整備
- ⑩ 広域的連携体制の確保
- ⑪ 複合災害対策

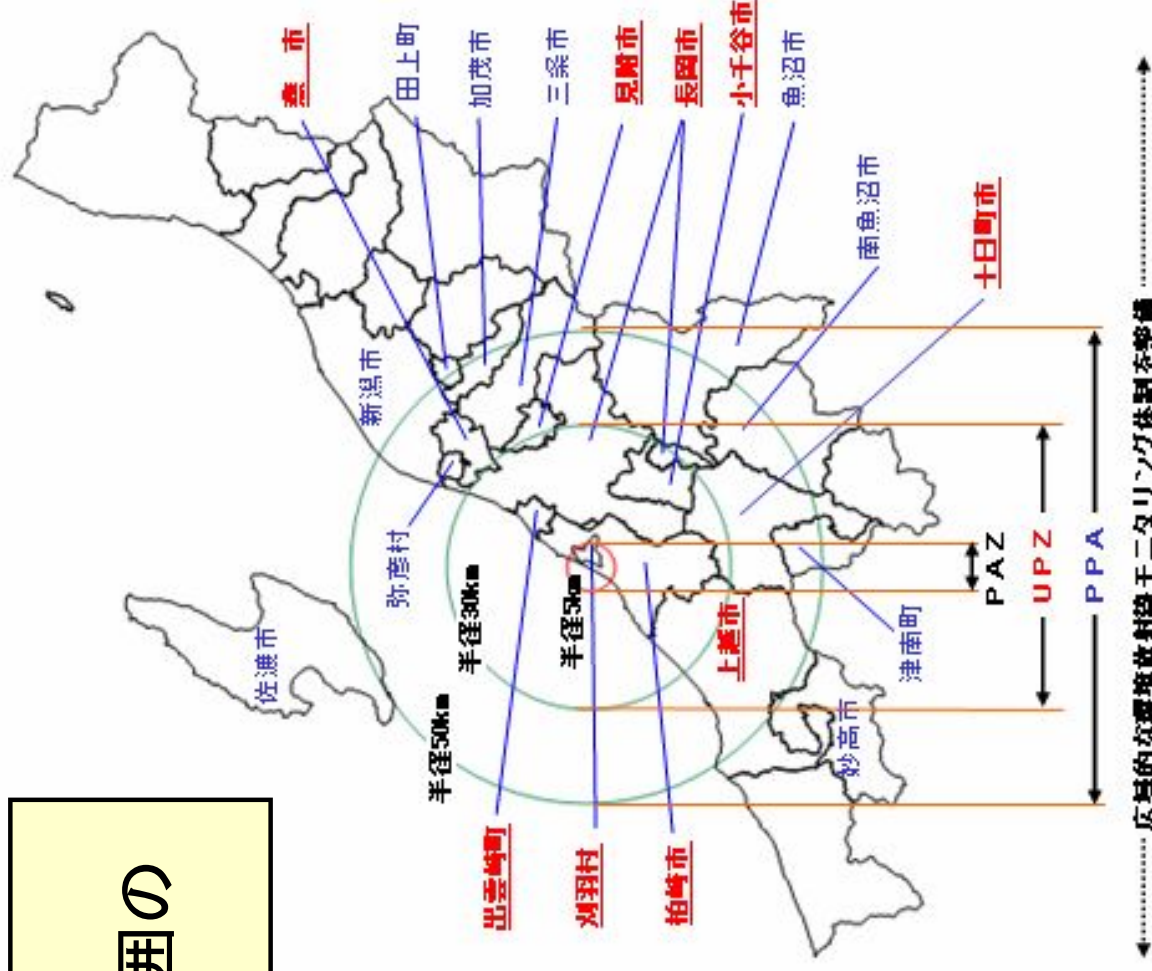
災害応急対策

- ① 避難・屋内退避の指示
- ② 避難の実施
- ③ 屋内退避の実施
- ④ 災害時要援護者の避難・屋内退避の実施
- ⑤ 避難者・屋内退避者の生活支援
- ⑥ 避難・屋内退避の解除
- ⑦ 緊急時モニタリングの実施
- ⑧ 緊急被ばく対策の実施
- ⑨ 広域応援の要請
- ⑩ 風評被害等の軽減

【事務局素案の概要】 原子力防災対策の実施範囲の イメージ

- **赤字**の市町村は、
半径30km圏
（避難準備区域・UPZ）
にかかるとる市町村
- **青字**の市町村は、
半径50km圏
（屋内退避計画区域・PPA）
にかかるとる市町村

※ 行政区画等を勘案した
具体的な範囲設定について、
県は旧市町村界をベースとした
2案のたたき台を提示



※ 各区域の境界線は、同心円で一律に定めるのではなく、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、ある程度の増減を考慮しながら定める必要がある。

【事務局素案の概要】 ポイント（その1）

1 分かりやすい区域名称

※ 対応をイメージしやすい名称

	県「事務局素案」		国「防災対策重点地域の考え方」
PAZ	即時避難区域	↔	予防的防護措置を準備する区域
UPZ	避難準備区域	↔	緊急時防護措置を準備する区域
PPA	屋内退避計画区域	↔	ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域
県内全域	放射線量監視地域		

2 広域にわたる対応

県内全域で、安定ヨウ素剤の備蓄及び環境放射線モニタリング体制の整備を実施

- ※ 国の「考え方」では、
- ・ 安定ヨウ素剤については、福島50kmを参考に検討
 - ・ 環境放射線モニタリングについては、広域的に体制整備（具体的距離は不明）

【事務局素案の概要】 ポイント（その2）

3 避難指示の基本的な考え方

- ① 避難する市町村と避難者を受け入れる市町村のマッチングは、広域自治体としての県が、あらかじめ調整
- ② 広域避難を前提に、避難指示は、知事が市町村長を経由して実施

4 避難者のケアの対応

- ① 初動期は、受入市町村が避難対象市町村等と協力して実施
- ② 一定期間経過後、避難対象市町村に引き継いで実施

「事務局素案」による対策を進める上での主な課題

① 法令・制度（広域避難調整、避難指示 等）

② 避難が必要となる基準等の速やかな明確化

③ 財源措置（資機材整備、避難路整備 等）

④ 要員養成（モニタリング、スクリーニング 等）

「事務局素案」に対する 市町村・防災関係機関・県民等からの主なご意見 ①

1 基本的な考え方

- ① 住民を被ばくから守るため、段階的避難では遅い

2 原子力防災対策の実施範囲

- ① P A Z ・ U P Z の範囲の拡大
- ② P P A 圏外の市町村における予防・応急対策等の実施
- ③ 過酷事故時の放出量や S P D D E I 予測に基づく P A Z ・ U P Z の設定

3 情報伝達

- ① 事業者からの情報の確実な入手
- ② 住民への正確かつ迅速な情報伝達

「事務局素案」に対する
市町村・防災関係機関・県民等からの主なご意見 ②

4 監視体制

- ① 放射性物質の拡散状況の把握及び将来予測をどうするか
- ② 監視・予測結果の速やかな共有化

5 避難対策

- ① 避難先の調整、避難指示を誰が行うのか
- ② 避難路・避難施設の整備、道路損壊時の避難
- ③ 自主避難者への対応
- ④ 避難中の被ばく防止

6 緊急被ばく対策

- ① 安定ヨウ素剤の事前配布・副作用の課題の検討

「事務局素案」に対する
市町村・防災関係機関・県民等からの主なご意見 ③

7 資機材、施設等の整備

- ① UPZにも防護マスクの配備
- ② 屋内退避施設における放射性物質の流入防止措置

8 見直しの進め方

- ① 県、市町村等が役割分担と責任を明確にし、連携した実効性のある防災体制を構築することが重要
そのため、県・市町村の実務担当者ワーキングを設置を提案

9 その他

- ① オフサイトセンターの機能、立地場所の検討
- ② 県外避難への対応

原子力防災計画見直しについて（意見交換）

ここまでの説明などを踏まえ、意見交換していただきます。

【主な論点】

- ① 原子力防災対策の実施範囲の設定
(PAZ、UPZ、PPA、全県域での対策)
- ② 避難調整、避難指示のあり方
- ③ 防護対策のあり方（安定ヨウ素剤、スクリーニング等）
- ④ その他

柏崎刈羽原子力発電所の過酷事故時における対策の考え方(事務局素案)に対する市町村等の意見

1 総括 (12月20日現在)

(1)意見者数 54 (市町村研究会[25]、町村3、個人・団体12、防災関係機関等14)

(2)意見件数 205

2 主な意見の内容

(1) 基本的な考え方	住民を被ばくの危険性から守るべきであり、段階的避難では遅い
(2) 原子力防災対策の実施範囲	<ul style="list-style-type: none"> ① PAZ、UPZの範囲の拡大 ② PPA圏外の市町村においても予防・応急対策等の措置をすべき ③ 過酷事故時の放出量やSPEEDIを活用しPAZ、UPZを設定すべき
(3) 情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者からの情報の確実な入手 ② 住民への正確かつ迅速な情報伝達方法
(4) 監視体制	<ul style="list-style-type: none"> ① SPEEDI等の情報を瞬時に共有化できるシステムの構築 ② 放射性物質の拡散状況の把握及び将来予測をどうするか
(5) 避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難先の決定、避難指示を誰が行うのかについての検討 ② 避難路・避難施設の整備や、道路損壊時の避難 ③ 自主避難者への対応をどうするか ④ 避難の最中で被ばくさせないための対応
(6) 緊急被ばく対策	<ul style="list-style-type: none"> ① ヨウ素剤の事前配布や副作用に係る課題の検討
(7) 資機材、施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 屋内退避施設における放射性物質の流入防止措置 ② UPZ市町村において防護マスクを配備し、配布時期、配布方法の検討
(8) 見直しの進め方	県、市町村の実務担当者ワーキングの設置を提案
(9) 役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ① 国、県(地域機関を含む)、市町村の役割分担と責任の明確化 ② 国、県は放射線、原子力災害についての教育・研修
(10) オフサイトセンター	<ul style="list-style-type: none"> ① オフサイトセンターの機能、立地場所
(11) その他	<ul style="list-style-type: none"> ② 県外避難を想定した県単位の協定を締結すべき

1 柏崎刈羽原子力発電所の過酷事故時における対策の考え方(事務局素案)への意見

項目	主な意見
1 基本的な考え方	過酷事故の定義を明確にすべき
	住民を被ばくの危険性から守るべきであり、計測可能な判断基準をもつての対策実施では遅い 「計測可能」とはどこを指すのか
2 原子力防災対策の実施範囲	PAZ、UPZの範囲について拡大すべき
	PAZの地域住民等は、最初からUPZ或いはPPA外へ避難すべき
	(素案の記述について)「PAZ、UPZ内の…」は、「UPZ、PPA内の…」ではないのか。PAZ内の屋内退避を想定しているのか
	PAZを20km、UPZ30km、PPAを全県とすべき
	距離による圏域設定を先行せず、地形・気象・行政区域等についても検討すべき
	過酷事故時の放出量やSPEEDIを活用しPAZ、UPZを設定すべき
	UPZについてPAZ同様、放射性物質放出前に避難行動を開始すべき
	実測では避難やヨウ素剤の配布が手遅れになる事が考えられるので、SPEEDIは必要
	「UPZ外における避難等の対応が必要な場合はUPZ内の対応に準じる」という点も付け加えるべき
	SPEEDIによる調査の実施及び公表をすべき
	福島汚染状況からすれば、PAZ半径10km、UPZ半径10～50km、PPA半径50～100kmとすべき
	スムーズな避難を考え、UPZ、PPAは楕円にすべき
	距離による圏域設定を先行するのではなく、地形・気象・行政区域等についても検討が必要
	(素案の記述について)区域・地域の表記について、日本語の呼び名を統一して表現すべき
	区域・地域の設定根拠を記載すべき
	PAZ、UPZ、PPAについて、範囲のとり方(距離)が福島第一原発事故等を考えて、広すぎる
	災害時要援護者の避難について、福島第一原発事故では避難させる過程で、死を早めたケースもあったようで、屋内退避のみに留める対策も検討すべき
防災対策実施を新潟県全域としているが(ヨウ素剤配備等)、その影響は、隣接県しいては日本全国に及ぶことになり、経済的面も考慮すべき	
PPA圏外の市町村においても予防・応急対策等の措置が必要	
PAZとUPZが混在する地域について、混乱しないようにすべき	
(素案の記述について)PAZ内を含む市村の長→PAZを含む市村の長	
従来の原子力防災計画で定められていたSPEEDI等の予測結果に基づき被ばく前に避難することを修正した理由は何か	
発電所の構造を、区域の設定に考慮しているのか	

3 情報伝達	事業者からの通報について、確実な方法(自治体職員の常駐等)を示すべき
	事業者とは緊急連絡網(ホットライン)、衛星携帯電話等を配備すべき
	何を使用して通報するのか等使用媒体を明記すべき
	交通の要所となる地点などでの電光表示板等の整備と、住民への正確かつ迅速な事故情報の伝達
	Ⅲ4③(p6)「道路管理者等と協力し」の部分は、「道路管理者等から情報の提供を受け」に訂正すべきである
	Ⅲ4④(p6) 交通規制等の体制を整備とあるが、道路法において道路管理者が通行の禁止や制限が可能な場合は、道路の破損等により交通が危険である場合、工事のためやむを得ない場合に限定され、原子力災害の発生は該当しないため、「道路管理者と協力し」の部分を修正すべき
	p6「5屋内避難体制等の整備」に記載の「UPZ及び…努めるとともに、」の部分は、p5 2③の記載内容と重複するのではないか
	IV2⑤(p11)の道路管理者には、NEXCO東日本、国土交通省、新潟県、市町村が該当するため、「避難市町村は、道路管理者等から通行可能な道路等の状況について情報提供を受け、住民等に速やかに周知する」に修正すべき
	県と放送事業者との協力も明記すべき
	情報手段・伝達方法、経路・時期について、対策も含め、手段について記載すべき
	通行止め等の情報を道路利用者へ提供する必要があるため、情報連絡体制の整備をすべき
	町外にいる通勤・通学者への対応の検討
	県内すべての市町村に通報等を迅速にしてほしい
住民への情報伝達に携帯を活用するなど迅速な情報提供システムを確立すべき	
放射性物質放出前に避難すべきで、SPEEDI情報の伝達方法の構築をすべき	
4 監視体制	SPEEDI等の情報を瞬時に共有化するシステムを構築すべき
	SPEEDIが使えない時の備えを検討すべき
	拡散を正確に把握し、将来予測をどう立てるのか
	SPEEDI端末を自治体に配備すべき
風向きをリアルタイムで見ることができるシステムの構築	
5 避難対応	最初からUPZ或いはPPA外へ避難すべき
	避難方法は、風向き等により変わるので、臨機応変に対応すべき
	避難指示は市町村長がすべき
	複合災害時において、原発避難者が地元避難者と重複した場合、県が調整すべき
	避難方法、径路等の複数パターンの行動計画については、県が策定すべき
	直轄国道、高速道路の管理者である国の役割を明確にすべき
	要援護者の避難について、役割分担を明確にすべき
避難方法は、風向き等により変わるので、臨機応変に対応すべき	

5 避難 対応	自家用車を保有しない者(要援護者等)の把握が必要
	(素案の記述について)避難住民等(避難住民の他、勤務、在学等する者を含む)と記述すべき
	「避難住民」に勤務者等も含むのかはっきりしない
	「複数になるよう調整」とは？避難先は予め市町村の地区毎に定めて周知しておくことが必要で、自動車避難を考えると駐車場の確保も必要。そうなると県内だけでは足りないのでは
	コンクリート建物所有者への使用要請(調整)が必要
	地域によってはコンクリート屋内退避施設が不足する場合も想定されるが。 また、長時間のコンクリート屋内退避よりは避難が適切 Ⅲ2④について、「行政拠点の移転場所を検討する」を「…を選定する」とすべき
	Ⅲ4②について、「…含めて体制を整備する」→「含めて避難体制を整備する」
	避難住民への周知内容について、避難手段、持ち物、注意事項 を加えるべき
	統一的な内容となるよう、県が基本的行動計画を作るべき
	避難道路、避難受入施設の状況を詳細に調査すべき 避難方法、避難経路等の行動計画については県が策定すべき
	(素案の記述について)「災害時要援護者の避難支援プラン」を策定する記述を、「災害時要援護者の避難支援体制を整備する」に修正すべき 避難対象者の優先順位をどうするのか
	交通整理をどうするのか
	避難路・避難施設の整備や、道路損壊時の避難をどうするのか
	自主避難者への対応はどうか
	交通手段の確保や降雪期における避難計画をどう組み立てるのか
	自主避難者への受入れに係る対策も考慮すべき
	p9 1(1)～(3)の表題について (例)「PAZ内の避難」→「PAZ内住民等の避難」とした方がよりよい IV1(1)①(p9)PAZ内の避難について、通知する市町村を限定すべき。(2)①の内容と重複を避けるべき。 避難指示するためには、知事は何をもって判断するのか
	「自主防災組織等」を「自主防災組織、消防団等」と例示すべき
	避難所以外に避難した住民について記述すべき
	屋内退避は短期間とし、速やかに避難すべき
	代替バスの確保、バスの運転手の確保が難しいので、運送事業者間の連携は必要
	避難先の決定、避難指示を誰が行うのかについても十分に検討すべき
	海に対する対策を検討し、船への連絡方法、備蓄、避難誘導、避難港の選定、モニタリング体制等を明記すべき 避難誘導について、市町村の計画・マニュアルのひな型を示すべき
	交通シミュレーションを実施すべき
	警察は、交通規制を盛り込んだ住民避難誘導マニュアルを作成、周知すべき
	県外への避難を考えるべき

5 避難 対応	IV2②について、測定結果や気象条件等を判断するのは、誰なのか明記すべき
	ストレッチャー付きの多くの搬送可能な車両の整備
	避難所外避難者の避難者数、現況等の把握についても記述すべき
	避難の最中でプルームなどによる体内被ばくさせないための施策対応を、手厚く検討すべき
	どのような施設が受入可能施設となるのかの指針を示すべき
	適正な避難・誘導
	避難経路について、経路が複数市町村に跨るケースもあるため、県が主体となって調整すべき
	避難経路について、過酷事故に至る要因も考慮したシミュレーションを行うべき(例:津波災害による場合を想定すると海岸から一定区域の道路は使用不能になると思われる)
	事象発生時における避難経路のサイン表示も検討すべき
	過酷事故時、国の指示待ちとなる不安と県知事の指示で避難がうまくいくのか。
	複合の場合、避難指示が後回しになるのではないか
	具体的にどのような交通手段で避難するのか、物理的に無理なら住民が独自に避難することを明記すべき
	SPEEDIを利用し、予測して避難すべき
避難の判断基準として明確に数値を示すべき	
コンクリート建物の屋内退避場所の分かる地図を作成すべき	
6 緊急 被ばく 対策	ヨウ素剤の事前配布や副作用に係る課題を検討すべき
	防災ヘリ、ドクターヘリの活用や近隣県を含めた広域の協力医療機関の確保を検討すべき
	各家庭に対するヨウ素剤の事前配布を検討すべき
	安定ヨウ素剤をどのような手順(医師の立会い)で配布し、確実かつ安全に服用させるのか、また投与の対象者をどう把握するのか
	大量避難について、スクリーニング対応が可能か
	ヨウ素剤の服用を含めた救護者自身の安全の確保について記載すべき
	ヨウ素剤は副作用があることから、事前に医師の診断を実施すべき
	車両のスクリーニングも検討すべき
	県は、安定ヨウ素剤の服用方針を示すべき
	安定ヨウ素剤の備蓄倉庫の構造的な指針を示すべき
住民の健康不安を解消するためには緊急被ばく医療、内部被ばく調査(WBCの十分な確保並びにPAZ及びUPZ内の住民全員を対象)の対策の充実 ヨウ素剤は、薬事法を改正し、各家庭に配備すべき	
7 資機 材の 整備 施設 等	避難経路及び支援物資等運搬路の優先的整備が必要
	コンクリート屋内退避施設の設置
	屋内退避施設における放射性物質の流入防止
	避難、屋内退避及び安定ヨウ素剤服用等の判断基準の早期設定、庁舎機能の移転・資機材配備の充実等にかかる経費の財政措置の要望

7 資等 機材の整 備 施設	簡易マスクについて、県内全域に配備すべき
	UPZ市町村において防護マスクを配備し、配布時期、配布方法を検討すべき
	防護資機材は、家庭のみでなく学校、事業所や地域の拠点等にも整備すべき
	備蓄する食糧・物資は避難先等に備蓄するのか
	(素案の記述について)P3の表について、緊急時と平常時に分類し、予防・応急対策の項目にそれぞれ記載すべき
	避難先での食料・物資の備蓄を明記すべき
	市町村でもモニタリング機器を整備するのか
	避難者の受入に伴う物資を誰が備蓄するのか
	Ⅲ3(p6)食料・物資の備蓄に努める地域にPAZを含めるのは、実際の利活用の観点から不適ではないか
	屋内退避者への飲食物、燃料、日用品等の確実な配送の仕組みを整備すべき
	緊急物資の一時集積場所の事前選定及び確保
	県は、「一定量の食料・物資の備蓄」について、品目別に人口当たりのある程度の備蓄数量方針を示すべき
	核シェルターによる被ばく回避を検討すべき
避難用の道路を放射線状に整備すべき	
屋内退避施設に係る施設整備の財源措置を要望	
8の 見進 め方	県、市町村の実務担当者ワーキングの設置を提案
	福島原発事故を検証し、全県的な防災チームを作り、研究・対策を練り上げてほしい。
9 役 割 分 担	直轄国道、高速道路の管理者である国の役割を明確にすべき
	要援護者の避難について、役割分担を明確にすべき
	IV6①②の主語について、「避難の解除」は、「知事」、「屋内退避の解除」は「屋内退避市町村長」とすべき
	IV6②について、屋内退避市町村における「避難の解除」に関する記述は不要。必要とするなら、「避難の解除」は知事が行うとすべき
	国、県は放射線、原子力災害について、教育・研修を行うべき
	国、県(地域機関を含む)、市町村の役割分担と責任を明確にすべき
10. セ ン タ ー オ フ サ イ ト	災害の事態をどのように的確に把握するか
	オフサイトセンターが機能するために、立地場所等は現行のままで良いのか、また代替施設はどうするのか
	オフサイトセンターが機能しなくなった場合の対策を検討すべき
	オフサイトセンターについて、福島第一原発の事故を検証し、参集者の範囲、代替施設を含め、改善を要望すべき

11. その他	複合災害時において、原発避難者が地元避難者と重複した場合、県が調整すべき
	複合災害は原子力災害と大規模自然災害等が複合的に発生という表現にすべき
	特定事象、避難及び屋内退避の定義について明記すべき
	外国人観光客を想定しているのか。多言語による周知等の準備も必要
	行政機能移転に係るデータベースの二重化、サーバーの分散化
	(素案の記述について)区域の移動制限について、記載すべき
	解除には、事故の収束が前提
	専門用語の説明を記載すべき(プルーム、安定ヨウ素剤、キレート剤、スクリーニング、除染等)
	脱原発の方針を明確にすべき
	市民の判断による「自主避難」を制度的に補償し、その費用を事業者による弁償とすることを明記すべき
	(素案の記述について)分かりやすい文章にすべき(別途定めるものとする→別に定める)
	(素案の記述について)英字ではなく、子供やお年寄りにも分かる日本語表記にしてほしい。
	要援護者の避難について、避難誘導訓練を実施すべき
	防災訓練は、休日に実施すべき
	用語の解説(定義)を追加すべき
	地域振興局庁舎の移転の場所、避難時期の明示
	国、他県への協力体制の構築を明記すべき
	県外避難を想定した県単位の協定を締結すべき
	早い段階から原子力事業者はUPZ内の各自治体に説明員を派遣し、事業者との窓口を務め、行政の避難時・移転後も常駐すべき
	マスク、安定ヨウ素剤の配布について、県地域機関等外部機関による積極的関与を検討すべき
	放射能による健康相談窓口の設置
	「環境除染」「環境回復」に関する節を設けるべき
	予め庁舎移転先を選定
	ペット、家畜、避難後の住宅の防犯対策等の住民の心配事等について軽減すること等を記載すべき
	コンクリート建物についての協定の締結
業務に従事する職員の勤務条件をあらかじめ整理すべき	
避難、屋内退避後の処理手順の整理	

11. その他	避難する時間的余裕がない地区は、簡易的な核シェルター（原爆対応とは別の考え方）、建物内には、エアフィルターを設置して放射性物質が侵入しない設備を、数カ所に分散し設置すべき 津波だけでなく、地震における柏崎刈羽原発の検証に十分時間をかけるべき
	活断層を徹底調査すべき
	防災対策冊子の作成及び説明会の開催
	現行の災害救助法の枠組みを精査し、原子力災害時の救助を目的とした法制度を検討
	損害賠償、資産補償を速やかに行う制度設計を構築すべき
	災害救助法に精通した職員、専門機関の職員の派遣等、行政側の支援体制
	原子力事故による住民からの問合せに必要な、電力事業者からの職員派遣
	英語は子供、年寄り等にわかりづらいので、分かりやすい言葉を使うべき
IV10②で、災害の風評被害等様々な影響を受けている物流を適正な状態に戻すという意味から、「適正な流通の促進」→「適正な流通の確保」とすべき	

2 柏崎刈羽原子力発電所に係る防災対策の実施範囲の考え方(たたき台)への意見

項目	主な意見
範囲の考え方	2つの圏域にまたがる旧市町村は、一部かかったとしても広域的に同一圏域として捉えるべき 柏崎市について、地域名、集落名を明記すべき
	防災対策の実施範囲は、ホットスポットも存在するので、SPEEDI等による調査結果に基づき決定すべき
	PAZ、UPZ、PPAによる区分は、SPEEDIを利用し、適正な区分とすべき
	役場が避難対象となった場合の対策を検討すべき
	半径5・30・50km圏で分ける理由を明記すべき
	素案どおり村内全域
	PAZの範囲は、行政区による区割りでなく、地域コミュニティ単位を基本
	河川により旧行政区を分割するのは防災対策の混乱を招くのではないか